平成２２年（フ）第３２４０号
福岡県古賀市花見東４丁目12番12号
債務者　杉山アサミ
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２７６号
福岡市早良区室見５丁目13番26―701号
債務者　岩下　貢司
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２７７号
福岡市早良区室見５丁目13番26―701号
債務者　岩下千恵美
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２８８号
福岡市南区曰佐２丁目17番11―502号
債務者　井上美保子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３０３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈320―１照栄ハイツ408号
債務者　松田　千鶴（旧姓江頭）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３０７号
福岡市東区箱崎２丁目21番17―405号
債務者　池田　政雄
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３０８号
福岡市東区松島１丁目６番21号
債務者　池田　紀子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３１３号
福岡市早良区次郎丸５丁目３番37―201号
債務者　大神　姓子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３７１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4952番地３ルート607―Ｃ棟101号
債務者　永岡ひろみ
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８６９号
鹿児島県鹿児島市上荒田町29番29号　ＭＫビル502号、住民票上の住所鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北1459番地
債務者　坂元　洋介
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９８６号
千葉県柏市逆井５丁目２番６号　ＹＳコーポ101号
債務者　元田　政治
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９８７号
千葉県柏市逆井５丁目２番６号　ＹＳコーポ101号
債務者　元田　有子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９９４号
千葉県松戸市栗ケ沢825番地の13
債務者　青木美恵子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７１号
徳島県阿南市那賀川町上福井南川渕50番地13フェニックス通り101号
債務者　岡　　明美
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第３７８号
長野県北安曇郡池田町大字会染5496番地15
債務者　緒方　秀樹
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３９０号
長野県松本市渚２―１―46―２　なぎさハウスＢ―102、住民票上の住所長野県松本市笹部４丁目３番４号
債務者　伊藤　仁志
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３９３号
長野県松本市大字宮渕391番地の３
債務者　若槻壽美子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１４６号
長野県岡谷市山手町２丁目16番10号フレグランス武居101、前住所長野県茅野市豊平5510番地６
債務者　松尾亜由美
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部